



# 島根県報

平成23年9月16日（金）

第2,325号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	2
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	3

### 【公 告】

平成23年度における特定調達による建設工事の請負に係る競争入札の参加資格等	（土木総務課）	4
公共測量の実施	（用地対策課）	4
都市計画変更の図書の縦覧	（都市計画課）	4

### 【特定調達公告】

島根県公共工事積算共同利用システム（第2次）の開発及び運用業務の調達に係る落札者等	（技術管理課）	5
一般県道浅利渡津線渡津工区社会資本整備総合交付金（改良）（仮称）江の川トンネル工事に係る一般競争入札の実施	（道路建設課）	5

### 【雑 報】

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河川課）	9
-----------------------------	-------	---

## 告 示

## 島根県告示第616号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年9月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 東輝会	短期入所生活介護	短期入所生活介護 故郷一	江津市敬川町1番地2	平成23年8月13日
	介護予防短期入所生活介護	敬川		

## 島根県告示第617号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成23年9月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
松崎クリニック	出雲市大津朝倉三丁目10番地6	精神通院医療	平成23年9月1日
太陽薬局 西川津店	松江市西川津町1204番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成23年9月1日
石原薬局	出雲市平田町991-1	育成医療 更生医療	平成23年9月1日
株式会社山藤薬局 浅利支店	江津市浅利町209番地3	精神通院医療	平成23年9月1日

## 島根県告示第618号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年9月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

大田市波根町波根土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

竹下 正幸 大田市波根町221番地1

岩谷 恒夫 大田市波根町1856番地

土山 恭一 大田市波根町527番地1

堀 悦進 大田市波根町1657番地2

岩谷 敏彦 大田市朝山町朝倉651番地

小谷 節夫 大田市波根町559番地 1

大野 晃 大田市波根町2331番地 2

藤原 真 大田市波根町1944番地 1

監事

加藤 敏幸 大田市波根町1821番地

塚田 孝 大田市波根町571番地 6

2 就任年月日

平成23年 4 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

竹下 正幸 大田市波根町221番地 1

岩谷 恒夫 大田市波根町1856番地

土山 恭一 大田市波根町527番地 1

勝部 佳久 大田市波根町1019番地

堀 悦進 大田市波根町1657番地 2

勝部 行雄 大田市波根町25番地

岩谷 敏彦 大田市朝山町朝倉651番地

監事

加藤 敏幸 大田市波根町1821番地

小谷 節夫 大田市波根町559番地 1

島根県告示第619号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年 9 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
浜田市	平成21年度～22年度	38枚	1冊	上来原Ⅱ－②	平成23年 9 月 6 日
浜田市	平成22年度	7枚	1冊	久佐①	平成23年 9 月 6 日
安来市	平成22年度	9枚	1冊	六呂坂	平成23年 9 月 6 日
飯南町	平成19年度～22年度	43枚	1冊	八神 2	平成23年 9 月 6 日
益田市	平成20年度～23年度	18枚	2冊	谷口－ 1	平成23年 9 月 6 日
出雲市	平成21年度～23年度	9枚	1冊	釜浦②	平成23年 9 月 6 日
飯南町	平成19年度～22年度	67枚	1冊	長谷 4	平成23年 9 月 6 日
益田市	平成20年度～23年度	16枚	1冊	三谷Ⅱ	平成23年 9 月 6 日
出雲市	平成21年度～23年度	35枚	1冊	鷺浦①	平成23年 9 月 6 日
江津市	平成21年度～22年度	76枚	1冊	後地 1 区	平成23年 9 月 6 日
大田市	平成20年度～23年度	40枚	1冊	五十猛①	平成23年 9 月 6 日
大田市	平成20年度～23年度	21枚	1冊	五十猛②	平成23年 9 月 6 日

江津市	平成16年度～23年度	9枚	1冊	有福温泉地区	平成23年9月6日
出雲市	平成21年度～23年度	67枚	2冊	神西③	平成23年9月6日

## 公 告

平成23年度において建設工事の請負に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年9月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 特定調達契約により調達をする役務の種類  
建設工事
- 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新手続  
島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）及び島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年島根県告示第333号）に定めるところによる。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について県央県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成23年9月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 作業期間  
平成23年9月2日から平成23年12月20日まで
- 作業地域  
大田市静間町、鳥井町地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成23年9月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 都市計画の種類  
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路
- 都市計画を変更する土地の区域  
松江市栄町、松尾町、浜乃木町、上乃木一丁目、上乃木二丁目
- 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年9月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 役務の名称及び数量

島根県公共工事積算共同利用システム（第2次）の開発及び運用業務 一式

### 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部技術管理課 島根県松江市殿町8番地

### 3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年8月26日

### 4 随意契約の相手方の名称及び住所

eしまね公共工事積算共同企業体

（代表構成員）富士通株式会社山陰支社 支社長 田上正史 島根県松江市学園南二丁目10番14号

（構 成 員）株式会社テクノプロジェクト

株式会社マツケイ

### 5 随意契約に係る契約金額

254,100,000円

### 6 契約相手方を決定した手続

随意契約

### 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項1号の規定による。

### 8 提案競技の実施について公告を行った日

平成23年3月29日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成23年9月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 入札に付する事項

#### (1) 工事名

一般県道浅利渡津線渡津工区社会資本整備総合交付金（改良）（仮称）江の川トンネル工事（以下「本件工事」という。）

#### (2) 施工場所

島根県江津市松川町太田から渡津町地内まで

#### (3) 工事概要

本件工事は、一般県道浅利渡津線に建設する道路トンネル工事である。内容は、トンネル掘削工、覆工、舗装工、

坑門工及び明かり部の道路工を施工するものである。

工事延長 1,344メートル（うちトンネル延長 1,320メートル）

幅員 10.75メートル

内空断面積 65.205平方メートル

掘削工法 NATM（発破掘削）

(4) 予定工期

1,110日間

(5) 予定価格

2,884,391,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(6) 本件工事は、施工計画等に関する技術提案を受け付け、施工内容を確実に実現できるか否かについて審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価して、落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式（試行）を適用する工事である。また、島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領（以下「低入札要領」という。）に基づく低入札価格調査制度が適用される工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第4条第3項の規定に基づく平成23・24年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿（土木一式）に記載され、かつ、次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 土木一式工事について、平成22年3月20日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査における総合評定値が1,400点以上であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成23年9月15日時点で技術者（1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士（建設部門））が20人以上いること。

(4) 次の基準を満たす工事実績等があること。

ア 元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員として、平成8年度以降に完成した同種工事の施工実績を有すること。

なお、同種工事とは次の要件を満たすトンネル工事とする。

(7) NATMによるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）が60平方メートル以上

(イ) トンネル延長が1,200メートル以上

(ウ) 坑口部を除く最小土被りが20メートル以下

ただし、(7)～(ウ)は同一工事であること。

イ 島根県（総務部、農林水産部又は土木部）が発注した工事（以下「島根県発注の工事」という。）のうち、平成22年度に完成した工事の施工実績がある場合のみ、その全工事の工事成績の平均点が70点以上であること。

なお、平成22年度の施工実績はないが、平成21年度に完成した工事の施工実績がある場合は、その全工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

ウ 平成22年度及び平成23年度に完成した島根県発注の工事又は平成22年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合は、当該工事成績評定点が70点以上であること（共同企業体の構成員（ただし出資比率20%以上）として工事成績評定を通知された者を含む。）。ただし、平成20年3月17日以前に公告した島根県発注の工事は、65点以上であること。

(5) 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、本件工事に専任で配置できること。

なお、本件工事の落札者が調査基準価格を下回る入札を行ったものに該当する者である場合は、当該技術者が現場

代理人を兼務することを認めない。

ア 1級土木施工管理技士又は土木工事業に関し、これと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。配置する監理技術者等は、本件工事の競争参加資格確認申請日以前3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を必要とする。

イ 配置する監理技術者等は、元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員の技術者（現場代理人を含む。）として、平成8年度以降に完成した同種工事の施工経験を有すること。

なお、同種工事とは、次の要件を満たすトンネル工事とする。

(7) NATMによるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）が60平方メートル以上

(4) トンネル延長が1,200メートル以上

ただし、(7)及び(4)は、同一工事であること。また、施工経験として認めるのは、トンネル掘削工開始から覆工コンクリート完了まで連続した従業期間があるものに限る。

(6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(7) 島根県における県税の滞納がないこと。

(8) 公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱による指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎5階）

島根県土木部土木総務課建設産業対策室 電話 0852-22-5185

#### (2) 入札手続等

島根県電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）により電子調達システムにより行うものとする。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により入札手続を書面により行う者は、電子入札運用基準により紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り書面による（以下「紙入札」という。）ことができる。

なお、紙入札を行う場合における書類の郵送等に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵便等」という。）を利用すること。

#### (3) 入札説明書の交付

##### ア 交付期間

平成23年9月16日から平成23年12月1日まで

##### イ 交付の方法

入札情報サービス（<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal>）を利用すること。

#### (4) 競争参加資格確認申請

本件工事の入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる競争参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。

##### ア 受付期間

平成23年9月28日から平成23年10月19日までの間（土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、平成23年10月19日は午後4時までとし、郵送等の場合は必着とする。）

## イ 提出方法

電子入札運用基準により電子調達システムを利用し提出すること。また、紙入札による場合は、(1)の担当部局へ郵送等又は持参すること。

## (5) 総合評価技術資料

本件工事の入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる総合評価技術資料を次のとおり提出すること。

## ア 受付期間

(4)と同時に提出すること。

## イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。

また、紙入札による場合は、(1)の担当部局へ郵送等又は持参すること。

## (6) 設計図書の閲覧

## ア 閲覧期間

平成23年9月16日から平成23年12月1日まで

## イ 閲覧方法

(3)のイと同じ。

なお、詳細な設計図書については、島根県土木部道路建設課のホームページ ([http://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/bid\\_dorokensetsu/gktn.html](http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_dorokensetsu/gktn.html)) に掲載する。

## (7) 入札書及び工事費内訳書の提出

競争参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書及び工事費内訳書を提出すること。

## ア 提出期間

平成23年11月29日午前9時から平成23年11月30日午後4時まで。ただし、平成23年11月29日午後5時から平成23年11月30日午前9時までの間を除く。

## イ 提出方法

(4)のイと同じ。

## (8) 契約条項の開示の方法

## ア 期間

(3)のアと同じ。

## イ 場所

(3)のイと同じ。

## (9) 開札

## ア 日時

平成23年12月2日午前10時

## イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部土木総務課

## 4 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を、納付すること。

## (4) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、技術提案が発注者の示す標準案と同等以上の入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ（電子くじを含む。）による。ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合に、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事業聴取及び資料提出等調査に協力しなければならず、評価値の高い入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

なお、本契約は島根県議会の議決を必要とするため、落札者の決定時には仮契約を締結するものとし、島根県議会の議決を得たときに契約が成立するものとする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Subject Matter of Contract:

Construction Work for the Gounokawa Tunnel (proposed name) Project

(2) Deadline for tender:

30 November 2011, 4:00 p.m.

(3) Date and time for the submission of tenders:

2 December 2011, 10:00 a.m.

(4) For further information and tender documents, please contact:

Construction Industry Policy Office

General Affairs Division for Public Works

Department of Public Works

Shimane Prefectural Government, South Building

8 Tonomachi, Matsue City

Shimane Prefecture 690-8501

Ph: 0852-22-5185

雑

報

河川区域内に放置されていた次の工作物を除却・保管したので、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第5項により公示する。

平成23年9月16日

国土交通省中国地方整備局長 福田 功

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

- (1) 栈橋 一基
- (2) 栈橋 一基
- (3) 栈橋 一基

(4) 棧橋 一基

2 当該工作物が放置されていた場所

島根県松江市学園南1丁目地先

3 当該工作物を除却した日時

(1) 平成23年8月31日 午後2時30分

(2) 平成23年8月31日 午後4時30分

(3) 平成23年8月31日 午後5時

(4) 平成23年8月31日 午後5時10分

4 当該工作物の保管を始めた日時

(1) 平成23年9月1日 午前11時50分

(2) 平成23年9月1日 午前11時50分

(3) 平成23年9月1日 午前10時20分

(4) 平成23年9月1日 午前10時20分

5 当該工作物の保管場所

島根県松江市東出雲町錦浜 斐伊川河川敷内

6 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用負担

当該工作物を放置した者又はその所有者

7 実施機関及び問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所 占用調整課

電話 0853-20-1753

---